

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法に係る関係省令の一部改正（平成27年4月施行分）に伴い、障害福祉サービスを提供する事業所等が満たすべき基準を見直し、下記の条例の一部を改正することを検討しています。

①千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

②千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

この条例案について、皆様のご意見、ご提案をお寄せください。

【案の公表場所】

障害福祉サービス課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、下記 URL からご覧ください。

<http://city.chiba.jp/go/pbc>

【意見の募集方法】

・募集期間

平成27年4月15日（水）～平成27年5月14日（木）（必着）

・募集方法

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

1 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所

障害福祉サービス課

2 F A X 043-245-5630

3 電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

4 持 参 千葉市役所障害福祉サービス課（市役所1階）、各区役所地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方は、平成27年5月下旬に千葉市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報には公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

電 話 043-245-5174

ファクシミリ 043-245-5630

電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp